

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の改正について

令和 6 年 9 月

林野庁木材利用課

クリーンウッド法制定及び改正の経緯

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

平成17(2005)年

グレンイーグルズサミット(英国)

「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記
我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明

平成18(2006)年

グリーン購入法基本方針改定
「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定

政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定

平成20(2008)年

洞爺湖サミット
欧米等における法律の制定

首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記
(米) レイシー法(平成20年)
(欧) EU木材規則(平成25年)
(豪) 違法伐採禁止法(平成26年)

平成28(2016)年

伊勢志摩サミット
クリーンウッド法成立

令和4(2022)年

G7宮崎農業大臣会合
第5回 APEC林業担当大臣会合(タイ)

違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ

令和5(2023)年

広島サミット
改正クリーンウッド法成立

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

国

- 基本方針の策定（第3条）
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供（第4条）
- 法の意義に関する国民・事業者への広報（第4条）
- 登録実施機関の登録（第23条）
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力（第38、39条、41条）
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査（第10、11、14、40、45条）

そのために

事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務（第5条）

木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売（消費者に対する販売を含む）又は木材を使用した建築等をする事業者

- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認（デュー・デリジェンス（DD））等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務（第6～8、12条）
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務（第13条）
- 第13条の措置を適切かつ確実にを行う者に対する登録制度（第20条）

素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲渡す事業者

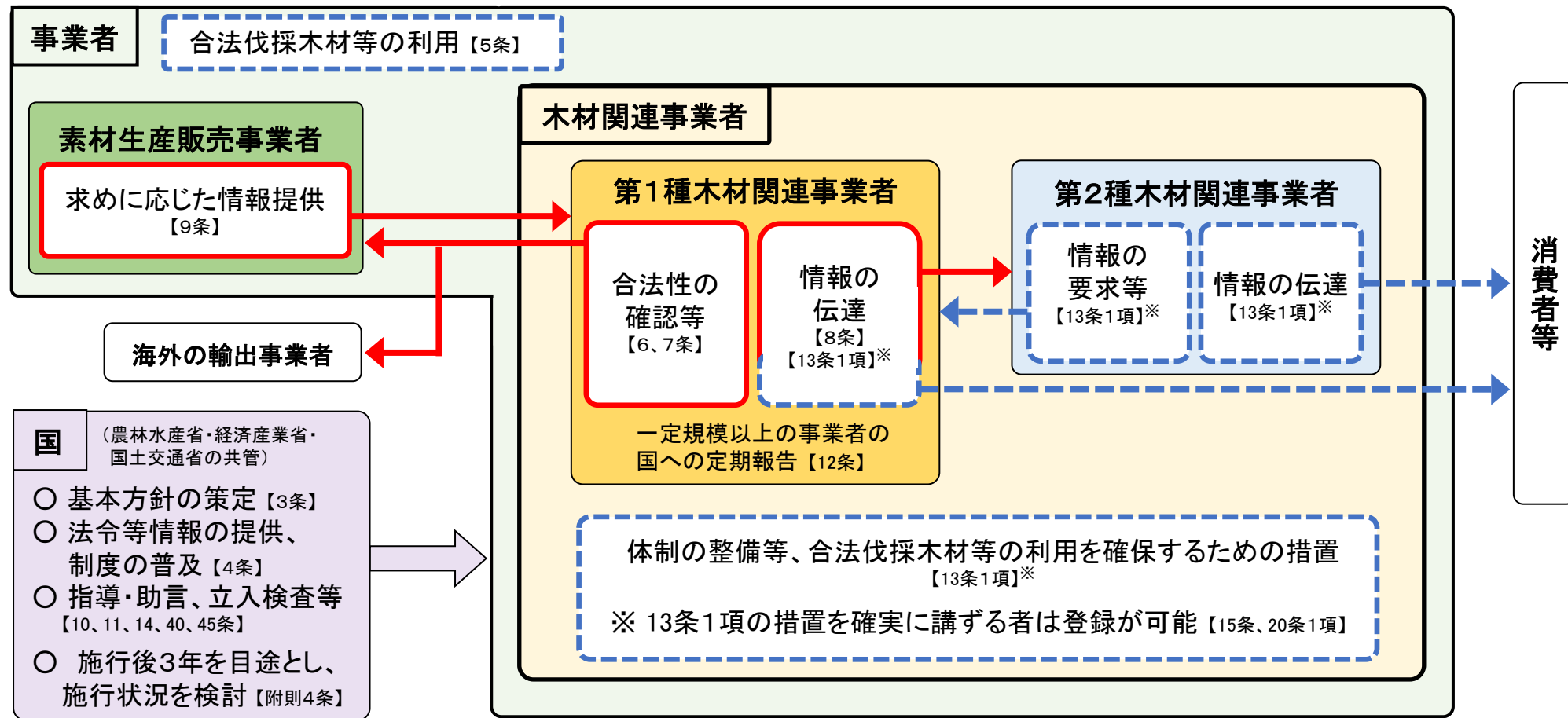
- 川上の木材関連事業者への情報提供義務（第9条）

改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

□→ : 義務 □→ : 努力義務



対象物品の考え方

- (1) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
- (2) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品（赤字は改正部分）

木材	木材等（家具・紙等の物品）
基本方針 一の2 (1) 素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む (2) 板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む (3) 単板、突き板 及び構造用パネル(OSB) (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む (5) のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む	施行規則 第2条 1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの 2 木材パルプ 3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレトペーパーのうち、木材パルプを使用したもの 4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 5 木質系セメント板 6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 7 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。) 8 1～6の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの

2. 家具の考え方

- (1) 主たる部材に木材を使用したもの
 - 主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等（※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない）
- (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの（例：椅子の座面、机の天板等の部材 等）

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外（例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等）

義務対象となる事業者の考え方（素材生産販売事業者、木材関連事業者）

○ 義務対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者

- ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
- ② 自家消費等の流通に関与しない場合は、木材関連事業者に該当せず、義務対象とならない

1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当

※ 伐採のみを行う事業者は、伐採木の売却等の判断を行わないため該当しない

※ 日本の法人格を持たない海外の伐採事業者は、素材生産販売事業者には該当しない

（１）所有する樹木について、譲渡し先等を自ら決定する樹木の所有者

- ① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う自伐林家
- ② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）は自ら行う樹木の所有者

（２）樹木の所有者から、当該樹木の譲渡し先等の決定を委ねられた事業者

- ・ 伐採と販売（販売の再委託を含む）の両方を受託した素材生産事業者等

2. 木材関連事業者

木材等の譲受けと譲渡しの両方を行い、流通に関与する事業者が該当

※ 木材等を自家消費する事業者は譲渡しを行わないため、基本的に木材関連事業者に該当しない

例外として、木材等の譲渡しを行わない建築・建設事業者、FIT/FIP認定事業者も木材関連事業者に該当する

※ 加工や物流のみを担う事業者は、譲渡し先等の決定権をもたないため、木材関連事業者に該当しない

（１）第１種木材関連事業者（以下、「第１種事業者」）

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む者

（２）第２種木材関連事業者（以下、「第２種事業者」）

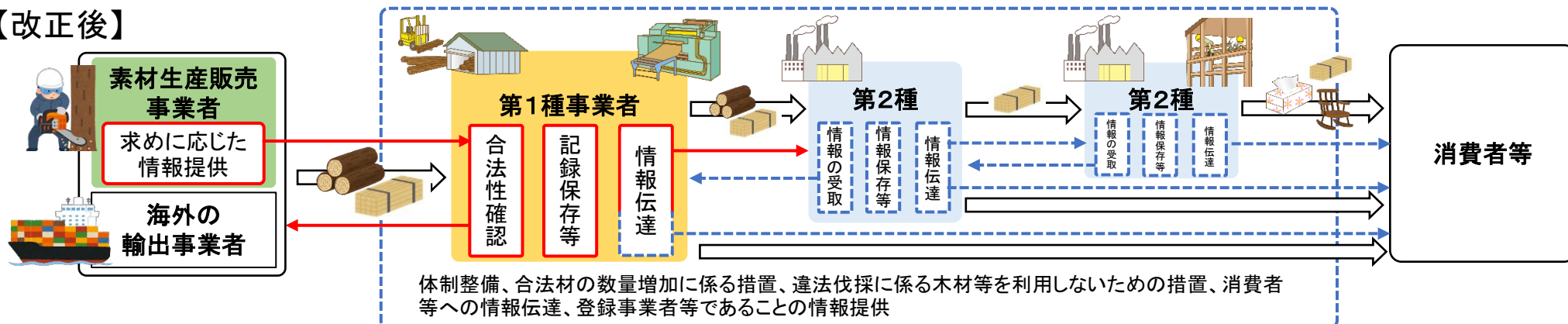
第１種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者

木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

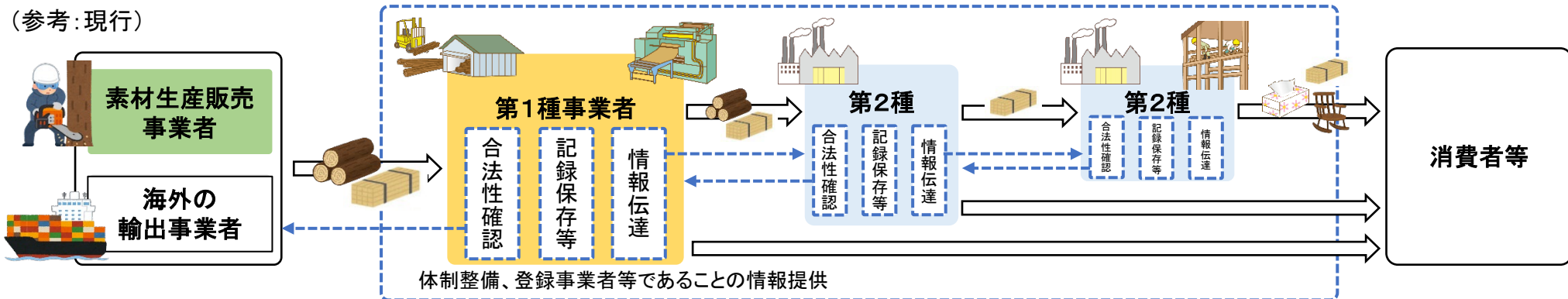
素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

⇒ : 木材等の流れ
 → : 義務
 → : 努力義務

【改正後】



(参考: 現行)



木材等の譲受け等に係る義務内容

(1) 原材料情報の収集・整理

(1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

(2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

1. 樹種

(1) 取引において通常用いている名称

① 国産材：伐採造林届出書に記載されている樹種等

② 輸入材：ベイマツ、ユーカリ等

(2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

2. 伐採地域

(1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

(2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

3. 証明書

以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）

(1) 国産材：①伐採造林届出書 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届出書に係る適合通知書 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等） ⑦合法木材GLに基づく合法木材証明書 など※

※ 森林外の樹木（屋敷林等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

(2) 輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等） など

(3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）

※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要

※3 原材料情報が収集等できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

証明として活用できる情報の具体例（輸入材）

（別紙）

原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証
			フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書（CTO）
		届出書	EUDRを批准している国：EUDRにおけるDDステートメント
			アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
	準ずる機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証
			アメリカ：アメリカ広葉樹輸出協会による証明
		届出書	オランダ：州政府への伐採報告書
			※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届出書のイメージ
輸出国	政府機関	許可	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証
		届出	※輸出国の政府機関への法令に適合して伐採されたことを証する届出
	準ずる機関	許可	インドネシア：木材合法性認証機関（LVLK）による合法性証明書
		届出	※輸出国の州政府等への法令に適合して伐採されたことを証する届出
その他			①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）
			②森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）
			③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者であることが必要）

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

木材等の譲受け等に係る義務内容

(2) 合法性の確認

(1) 原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施

(2) 合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

1. 合法性の確認の信頼性の向上

(1) 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

- ※ ・ 国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供
- ・ 取引の実績
 - ・ 合法伐採木材に関する取組情報：取引相手が受けている事業者認定（森林認証、合法木材GL等）など
 - ・ その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、報告書など

(2) 収集等できなかった原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかった」ことをもって義務履行

2. 合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

3. 合法性の確認の期限

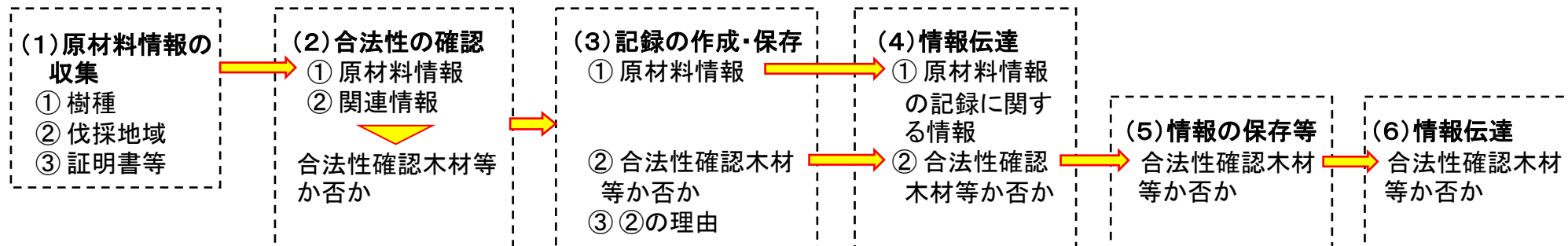
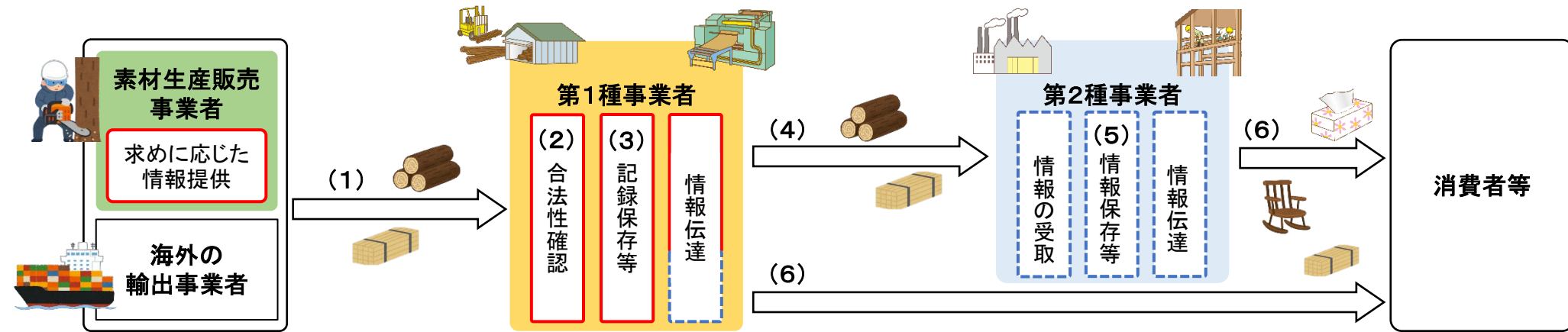
遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

木材流通の各段階における情報の変遷

(1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達

(2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

→ : 情報の変遷 → : 木材等の流れ □ : 義務 □ : 努力義務



収集した情報及び合法性の確認結果を保存、伝達

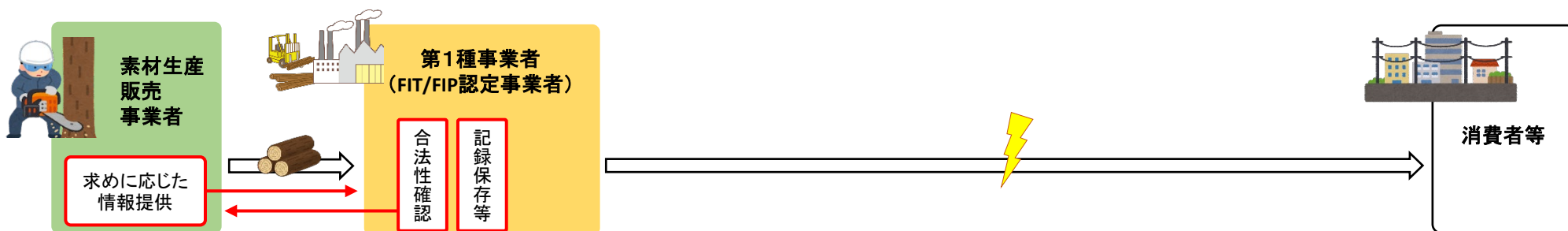
受け取った情報をそのまま保存、伝達

建築・建設事業者及びFIT/FIP認定事業者の取扱い

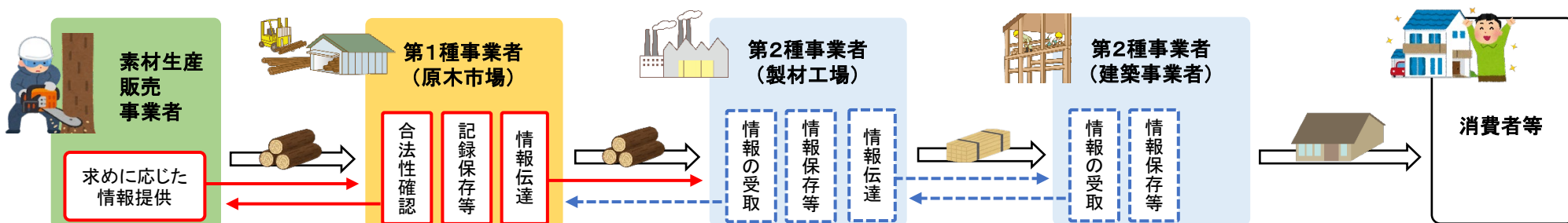
- (1) 建築・建設事業者※¹、FIT/FIP認定事業者※²は木材等の譲渡しを行わないが、例外的に木材関連事業者に該当
- (2) 建築物、電気等は対象物品ではないため、譲渡しをする場合の情報伝達の義務等の対象外
- (3) 木材等を譲受ける場合の合法性の確認、記録の作成・保存の義務等の対象であることに留意

⇒ : 木材等、建築物、電気の流れ ➡ : 義務 ➡ : 努力義務

【例：FIT/FIP認定事業者が素材生産販売事業者から素材を購入し、電気を販売する場合】



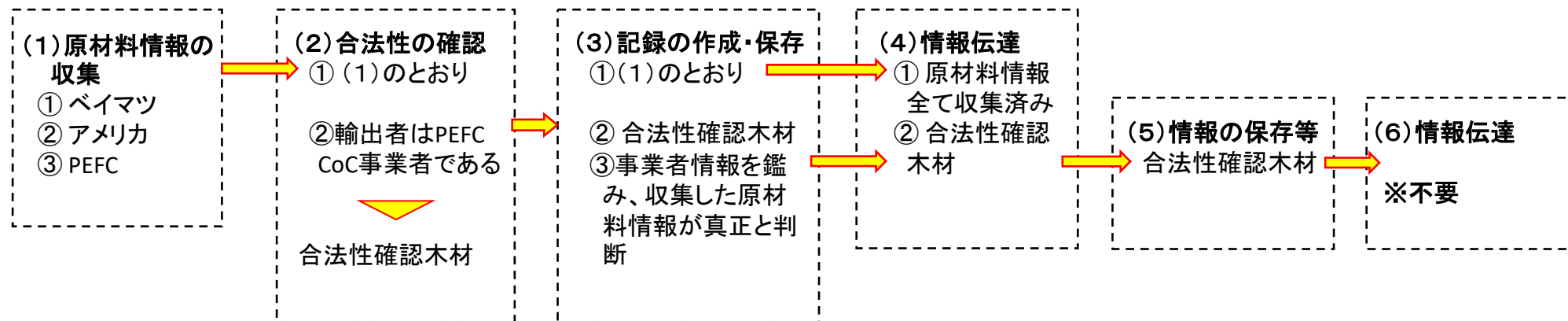
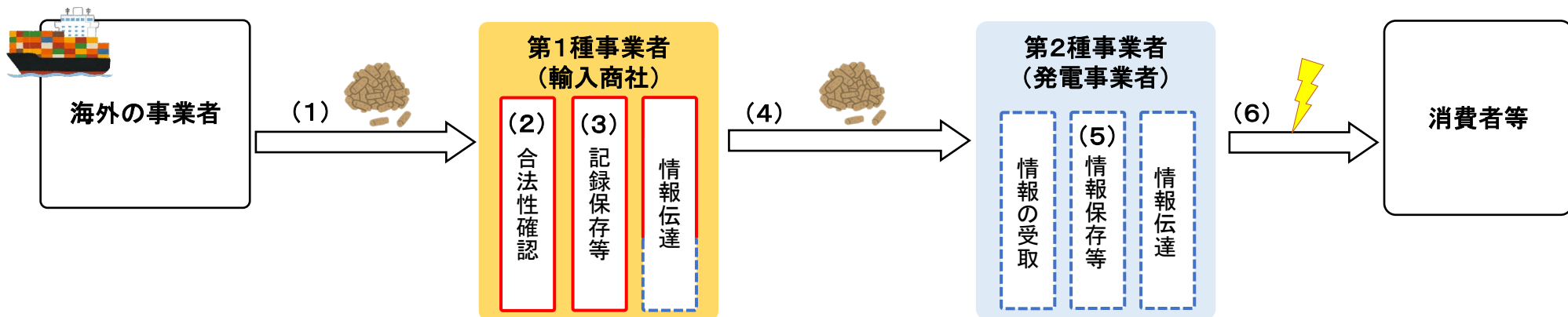
【例：建築事業者が製材工場から木材を購入し、建築物を販売する場合】



※¹ 型枠用合板を用いて型枠工事を行うなど、木材等を仮設資材として利用する場合は木材関連事業者には該当しない

※² PKSを用いて発電を行うなど、対象物品である木材等を譲り受けていない場合は木材関連事業者には該当しない

伝達情報の変遷（輸入ペレットの例）



※ 発電事業者は、譲り渡すものは電気であり木材等ではないので、譲り渡しに係る情報伝達は不要

第1種及び第2種事業者共通の努力義務の概要

(法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置①)

○ 木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を努力義務として規定

1. 体制の整備

- (1) 責任者の設置（合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について）
- (2) 取組方針の作成

2. 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、以下の関連情報を踏まえる

- ・ 第1種事業者が踏まえる情報：取引実績、国が提供する木材等の原産地に関する情報など
- ・ 第2種事業者が踏まえる情報：取引実績、取引相手のCW法の登録情報など

3. 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- (1) 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する
- (2) 違法伐採に係る木材等を譲受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

4. 消費者等への情報伝達

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か
- (2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字 等
店舗の掲示板にURLやQRコードを示し、当該ウェブサイト合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可

5. その他の措置

木材等を譲渡す際に登録事業者等である情報の提供

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル①

- (1) 違法伐採リスクは、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化することから、合法性の確認だけでなく、信頼性が高い取引先の選定や得られた知見を活用した取組の改善等を継続的に実施することでPDCAサイクルを回し、一連の取組の精度の向上を図ることが重要
- (2) これらの措置を講ずることで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようにしていく

1. 体制の整備

責任者の設置、取組方針の作成

2. 違法伐採リスクの低い木材を取り扱う信頼性が高い取引先の選定

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報※や取引実績、CW法の登録情報等を踏まえる

※ 国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令等。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供

3. 合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエスト

第2種事業者が、取引先から合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、より川上の木材関連事業者に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを実施

※第2種事業者から木材等を譲受ける場合は合法性確認木材等であるか否かの情報が伝達されない場合があるが、当該措置で合法性を確認することによって合法性確認木材等として譲渡することが可能。

4. 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合のフィードバック

次の取引先の選定の際、リスクの低い木材を利用できるように見直し措置を検討する

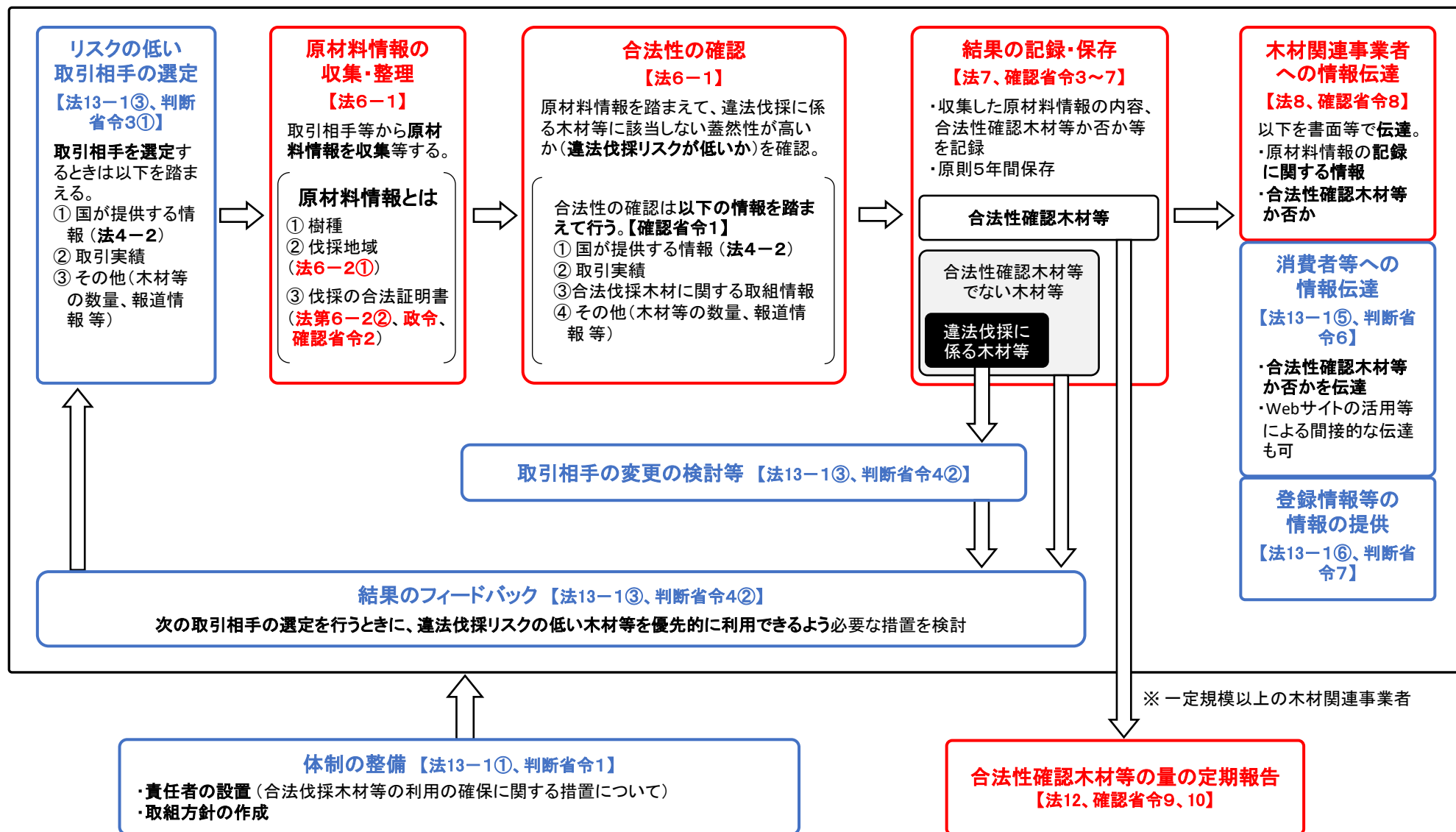
5. 違法伐採に係る木材を譲受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル②

【第1種事業者の取組の全体像】

□ : 義務

□ : 努力義務



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、政令：法第6条第2項第2号の情報を定める政令、確認省令：法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

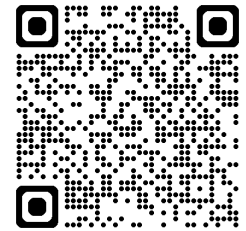
※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。（例）第1条第1項第1号：1-1①

クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

- 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において、法の制度解説や様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載
- 本資料についてのご質問やご相談は、下記リンク先の窓口へ

【クリーンウッド・ナビ お問い合わせ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>



「クリーンウッド・ナビ」: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>